

34.地方自治法第100条第12項の協議等の場

【34-1】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の規定及び設置状況
(平成20年12月31日現在、806市、設問別)

	「協議等の場」 を、会議規則に 規定した	「協議等の場」 を、臨時に議会 の議決で設置 した
5万未満 (251市)	84市 33.5%	19市 7.6%
5～10万未満 (272市)	94市 34.6%	16市 5.9%
10～20万未満 (158市)	55市 34.8%	4市 2.5%
20～30万未満 (42市)	13市 31.0%	0市 0.0%
30～40万未満 (29市)	11市 37.9%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	10市 47.6%	1市 4.8%
50万以上 (16市)	3市 18.8%	0市 0.0%
指定都市 (17市)	1市 5.9%	0市 0.0%
全市 (806市)	271市 33.6%	40市 5.0%

【34-2】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の構成員に対する
費用弁償の支給状況

(平成20年12月31日現在、806市、設問別)

	支給している	支給していない	その他
5万未満 (251市)	36市 14.3%	42市 16.7%	6市 2.4%
5～10万未満 (272市)	34市 12.5%	50市 18.4%	10市 3.7%
10～20万未満 (158市)	17市 10.8%	35市 22.2%	3市 1.9%
20～30万未満 (42市)	4市 9.5%	8市 19.0%	1市 2.4%
30～40万未満 (29市)	6市 20.7%	5市 17.2%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	2市 9.5%	7市 33.3%	1市 4.8%
50万以上 (16市)	2市 12.5%	1市 6.3%	0市 0.0%
指定都市 (17市)	1市 5.9%	0市 0.0%	0市 0.0%
全市 (806市)	102市 12.7%	148市 18.4%	21市 2.6%